

## 「スポーツと武道」— 格技から武道への 名称変更に関するその背景について

齊 藤 浩 二

(平成元年10月31日受付)

### I. はじめに

平成元年3月15日に告示された新学習指導要領において、保健体育の一運動領域である「格技」という名称が「武道」と変更された。

これは、既に昭和61年7月21日教育課程審議会（以下「教課審」と略す）の総会において決定され、同年10月20日の「教育課程の基準の改善に関する基本方向について」（「中間まとめ」<sup>註1</sup>）で公表されていたものである。当初、この変更について、われわれ格技指導者は、これまでの武道関係各団体の働きかけが実ったこと、昭和40年代中頃から「武道はスポーツとは異なる」という認識をもっていた武道学研究者の間からも、この要求が生起していたこと、さらには国際的にも（英語の Combatsport の翻訳語である）「格技」より（Budo）「武道」の方が通用していること等々から教課審が武道教育の問題を取り上げたものと捉えていた。しかし、そこでは、この名称変更がこれまでの武道学研究者が、一応市民権を得ていると認識していた「武道」という用語の概念といかなる関わりをもつのか、さらには、その用語の学校体育における意味がどれだけ明確にされているのか、という点では依然として曖昧であった。

その後、武道関係団体が「武道憲章」を制定し、一応の「武道」の定義がなされ、教課審の最終答申に間に合ったのであるが、その制定の趣旨は一体何であったかも問題である。まず考えられることとして、学校体育に武道を導入しなければならないという歴史的背景をもつ人々の政策上の前提に拘束されてのことと捉えられ

る点がある。ただし、そこでは学校体育における機能的な特殊ケースである「格技」という形態の妥当性を認めていたかどうかは疑問である。さらに、戦前、戦中、戦後の武道の歴史的・社会的背景を考えれば「なぜ、いま武道なのか」、「これまでの格技と変更した武道の違いはなにか」といった点がある。以上のような点については、既にこれまでの日本武道学会や体育関係の雑誌等で「スポーツと武道」の議論として検討されてきている。しかし、それでも今日の若手指導者・研究者の場合、その年代からも「武道」という用語は知っていてもその意味内容は不明確であることが多い。「格技」という用語のもとで育ったこともあり、野球やサッカーと同様に柔道、剣道、相撲をスポーツの一つの種目として捉えるのが一般的といってよい。

したがって、今日の「武道」とは、戦後の学校体育の歴史的背景に深く規定されて生じた「格技」の意味内容を十分に認識しての名称変更、すなわち「スポーツとしての武道」の出発なのか、認識されていない「上位概念としての武道」の復活と捉えるべきか、さらには、これまでのその意味内容を十分認識しながら新たな歴史的・社会的背景により生じた「上位概念としての武道」の出発なのかが再度吟味される必要がある。

本研究は、以上のような問題意識のもとに「武道」への名称変更の背景を把握し、その上で今日の「武道」の性格を考察する。まず、前回の「スポーツと武道」<sup>1)</sup>の研究にみられた議論の展開に現在までの議論を加えて、その概要

を再度分析し、さらに今回の教育課程の改訂までの経緯とそこで最も影響があったとされている武道関係団体の関わりについて検討を試みる。

## II. 「スポーツと武道」の理論的展開の概要

「スポーツと武道」の議論の関係は、戦前からあったものである。それが戦後の展開と異なるのは、前者が明らかに明治以降の日本の近代化の過程で、スポーツと武道において異なる人間観や文化の構造が触れあう干渉点に生じたものであるのに対して、後者は、学校体育における武道の教育的な意義をめぐって展開したことにある。その意味において戦後におけるこの問題の特異性は、戦後はじめてこの問題が出現したことにあるのではなく、戦後の歴史的・社会的背景に規定されて、戦前とは全く異なる意味内容を与えられて出現したことにある。

周知のように、終戦を契機に消滅した武道はわずか数年間のうちに学校体育において再生した。しかし、そこでは柔道・剣道・弓道等の実態は残存しつつも、スポーツとの間に干渉点を残す上位概念として、伝統的に使用されてきた「武道」という用語に代わって、武道の歴史的・社会的背景を払拭するため柔・剣道の内容を「新しいスポーツ」「格技形式のスポーツ」あるいは「格技系統の対人スポーツ」と規定し、「格技」という用語が適用された。つまり、「柔・剣道はスポーツである」という前提に基づき、スポーツの概念の下に包括されたのである。そのとき以来、学校体育に関する限り「スポーツと武道」の干渉点は完全に消滅し、そのまま固定化されることになるが、昭和30年代から学校だけでなく、地域社会においても柔・剣道等の活動が活発になるにつれて、スポーツと武道の干渉点が意識化される一方、他方では現象的にスポーツと武道の干渉点はなくなりつつあるという、いわば「二重構造」の現実が展開したのである。

そして、この問題が最も活発に議論されるようになるのは、「武道」の用語を公に使用し、学校体育に「武道」という用語を導入せよとい

う要求が武道関係者の間からわきあがり、武道推進派と反対派にわかれ激しい議論が繰り返された昭和40年代からである。その後、様々な立場から論及がなされてきたが、いまだ多くを納得させるだけのコンセンサスは得られていない。その理由のひとつは、戦後この問題が学校体育の一平面上においてのみ展開されてきたことと関わって、その特異性が十分認識されてこなかったことにあると考えられる。

昭和50年代中頃からは、戦前の議論のような「武道」だけを取り上げ、その意味内容を過去と現在から問う議論が再びもち上がった。そこには、これまでの学校体育の一平面上の展開に政策および社会的な背景が加わったのである。つまり、この時期は学校における非行に関わる問題が出現し、その対策として政府は武道（柔・剣道）教育・体育教育の重視を打ち出したのである。また、武道関係団体が武道振興について国会や文部省等の関係機関に活発な働きかけをはじめたこともある。その一方で、このような動きに政府の防衛費の増大政策が伴い、武道推進を懸念する議論も生じた。

さらに、武道の国際化、現代化の問題がある。中でも国際化は武道振興の上でも大変よろこばしいことであり、国際的にも「武道」として普及されてきているが、それに伴う弊害も生じてきている。たとえば、国際化にいち早く成功した柔道の場合、諸外国の人々にスポーツとして取り入れられ、ルールがスポーツ化し外国人向きに変化する中で、日本の武道の真の姿「あるべき姿」を伝えることができるのであろうかという疑問が生じた。その点で剣道においては、柔道界のいきさつを踏えてか、国内においてスポーツ化あるいは過度の競技化に歯止めをかけた。それは、「剣道の理念」の制定にはじまり、ルールの改正、段位称号の改正等にみられる「古きにかえり」である。しかし、このルール改正がまた新たな弊害（ルールの悪用）<sup>註2)</sup>を引き起こし、幾たびかの改正という状態が続いている。この点については、地域や学校関係の現場は絶えず批判的である。

最近では、「格技」から「武道」への名称変

更に伴う「学校体育における武道」というところが議論の焦点となっている。主な論点としては、何故に「武道」が学校体育・教育に必要か、名称変更によってどれだけの教育的効果があるのか、また、その指導内容はどう変わるのかといった点がある。

### III. 「格技」から「武道」への名称変更の経緯(教育課程改訂と武道関係団体の活動)

戦後の教育課程の改訂は、昭和22年から約10年間隔の割合で行なわれている。ここでは、昭和33年10月改訂の小・中学校学習指導要領で「格技」が登場してから今回の改訂までの経緯について、その改訂に関わりをもつ武道関係団体の動向を中心に捉えてみる。

#### 1. 格技の登場から昭和52・53年の改訂まで

昭和33年の中学校の学習指導要領改訂にあたって武道関係団体が文部省に要望書を提出している事実がある。すなわち、昭和31年5月30日に結成された「日本三道会」(柔道・剣道・弓道)の活動によると、「1. 中学校の剣道、小学校の武道がまだ禁止状態にあったので、至急これを解除するよう、昭和32年3月23日付で文部大臣に要望書を提出した。2. 昭和33年7月、文部省が中学校の学習指導要領改訂にあたって剣道、柔道を軽視する案を示したのに対し、三道会は直ちにこれを抗議した。その結果、文部省は剣道、柔道を必修教材として明示するとともに、弓道は従来通り指導者、施設に恵まれた学校で実施できるように改めた。」<sup>2)</sup>と報告されている。昭和35年10月15日には、高等学校学習指導要領が告示され、そこでは柔道、剣道、相撲が正課になった。<sup>3)</sup>

その後、前項の「スポーツと武道」の議論の概要で捉えた通り、昭和40年代に「武道」という用語をそろそろ学校体育に導入したらどうかという要求が出はじめ、格技と武道との違い、つまり、スポーツと武道の問題に関する幾つかの事例が挙げられることになる。事の起りは

昭和39年10月3日の日本武道館の創建にはじまつた。創始者である正力松太郎は「演武始め」において「日本武道館創建の目的は、青少年の

健全な心身の成長をはかるため、伝統の国技を学校必修正科とし、武道の振興によって民族の興隆、ひいては人類の正義、世界の平和に寄与しようということにあります。この第一歩として、いま武道館大道場は見事に完成いたしました。」<sup>4)</sup>とあいさつ(要旨)を述べ、この日本武道館を武道振興の第一歩としたのである。ところで、この頃は「格技」として学校体育の正課に取り入れられていたにもかかわらず施設の不備、指導者の不足等から格技の実施率は低い状況にあった。そこで、全日本剣道連盟が学校剣道を振興させるにはまず指導者の養成からと、文部省に対してもその対策を強く要望した。また、日本志道会(三道会の改称)幹部と日本武道館の幹部である国会議員との懇談会の際、学校における武道(格技)教育の振興方策に関して指導者の養成等々の諸点を挙げて、国会における尽力を要望するところがあった。<sup>5)</sup>そして、こうした働きかけに呼応するかのように昭和39年には高等学校教員(柔・剣道)資格試験が実施され、また昭和40年、42年には体育系大学に「武道学科」が増設された。さらに、翌43年2月3日には、各大学の武道関係の教授や武道研究者等の要望により、「日本武道学会」が設立され、また、政策的にも地方の市町村・公共団体で武道館を建設する場合、国庫補助率の優遇措置がとられたことによって多くの武道館が建設された。

以上のように、昭和30年代後半から昭和40年代前半にかけて、日本武道館の創建を契機に武道の著しい隆盛がみられ、指導者・施設の充実、武道の学術的研究の必要性が叫ばれていったのである。

こうした中で、昭和40年6月14日、文部大臣は教課審に、科学技術の革新に応じた教育内容の質的向上を図るために、「小学校・中学校の教育課程の改善について」<sup>6)</sup> 諮問した。その内容には、人間形成の面から統一と調和のとれた教育課程を編成すること、時代の進展に応じた教育内容や指導方法の改善等々数点が挙げられた。その後、教課審において約3年にわたり審議が重ねられたが、その間、武道関係団体は、

上述の武道振興の強化が積極的になされる機運にあることから、昭和43年の教育課程の改訂に際して文部省、その他の関係機関に熱心な陳情<sup>註5)</sup>を展開したのである。その中でも代表的な三つの要望・陳情書を取り上げてみよう。

まず、昭和41年5月、全日本学校剣道連盟は、中学校、高等学校の学習指導要領の改善に関する陳情書を提出している。<sup>7)</sup>その内容は、剣道の指導時数、内容の拡充と指導者の充実である。中でも、指導者の充実については、文部省主催の全国格技指導者講習会の都道府県伝達講習会の徹底、教育養成大学において格技の履習を充実強化すること、高等学校教員（柔道、剣道）資格試験制度の強化と合格者の任用の促進等々である。

また、日本武道館からは、会長正力松太郎、副会長木村篤太郎ほか3名の連署で「学校武道（柔道・剣道・すもう・なぎなた・空手・合気道等）の履習要領の改善に関する請願」という請願書が提出された。その改善方策要領には次のように述べられている。「(1)『格技』という植民地的表現の名称を『武道』と改めること。(2)小学校4学年以上に週1時間以上、すもう・柔道・剣道の初步を必修せしめること。(3)中学校の体育教科の内容をスポーツ領域、武道領域、保健領域と改め、武道領域に3か年を通じて最低週1時間を必修せしめること。(4)高等学校の体育教科の内容をスポーツ科目、武道科目、保健科目に改め、武道科目に3か年を通じて最低週1時間を必修せしめること。(5)各項に対する施設、設備の充実を図ること。(6)各項に対する武道指導者を養成すること。」<sup>8)</sup>以上のように、日本武道館の請願書は、これまでよりも大幅な内容の改善がみられ、武道の振興への取り組みを促したものと捉えられる。

三つ目は、日本武道学会が昭和43年2月28日付で提出した「小・中学校の体育の授業時数増加について」<sup>9)</sup>という要望書である。その改善の要点は、小学校の体育の標準時数を年間105時間（週3時間）を年間140時間（週4時間）にすること。また、柔・剣道を学校体育教材として奨励する方法を考えること。さらに、中学校では、

体育の標準時数を週3時間（2・3年生は週2時間）を週5時間程度の正課体育時間として配当し、知育偏重の誤った中学校教育を是正しなければならないというもので、「青少年問題を解決する有力なカギになると信ずるものである。」と結んでいる。

以上、三つの要望・陳情書の共通点は、指導時数の増加、内容の拡充、指導者・施設・設備の充実強化といった点である。しかし、日本武道館の請願書にある「格技」から「武道」への名称変更は、単なる名称のみの変更ではない。それは、体育教科の内容を見直しスポーツ、武道、保健の領域（科目）に分けるとしたことも明らかである。

これらの要求後、昭和43年12月に中学校の学習指導要領改訂案が公表され、さらに修正が加えられ昭和44年4月14日に告示された。それによると、格技の名称こそ変更はなかったものの、保健体育の年間授業時数については「健康と体力の増進」という改善方針に即し、20単位時間増加され年間125時間となった。格技の授業時数も5～10%が10%～20%に增加了。<sup>10)</sup>また、昭和45年10月の高等学校学習指導要領の改訂では、全日制普通科男子体育の必修単位が11単位（うち格技70単位時間以上）となっており、格技の充実が図られたのである。<sup>11)</sup>

しかし、昭和52年度の中学校学習指導要領の改訂にあたって、昭和51年12月18日教諭審の「小・中学校及び高等学校の教育課程の基準について」<sup>12)</sup>という答申では、「格技」は、中学校・高等学校の体育の5運動領域の内の一つとして、「格技」ではなく「対人スポーツ」に包括されていた。ところが、昭和52年7月23日に告示された小・中学校の学習指導要領<sup>13)</sup>では、それが消え、以前の「格技」とされた。そこには武道振興の立場からの要望があったとされている。<sup>14)</sup>昭和53年8月の高等学校学習指導要領<sup>15)</sup>では、新たに専門教科「体育」が増設され、七つの科目で構成された。そのうち「格技」の種目は「スポーツⅢ」（柔道・剣道・すもう・レスリング・なぎなた）に含まれたが、弓道は「相手がなく個人で行なうもの」として

個人的スポーツとしてまとめられ「スポーツ！」の中に組み入れられた。

このように昭和52・53年度の改訂は、前回のような格技の授業時数の増加等の改善ではなく、再びもとへ戻っているかの如くである。つまり、そもそも「格技はスポーツである」を明確にしたものと考えられる。

## 2. 昭和52・53年の改訂後から今回の改訂まで

さて、以上のような状況の中から、にわかに武道関係団体が相互に結束しはじめる新たな展開がみられた。昭和52年4月23日の日本武道協議会の設立<sup>16)</sup>がそれである。これは、次の体協加盟9武道団体（全日本剣道連盟（石田和外会長）、全日本柔道連盟（嘉納履正会長）、全日本弓道連盟（中野慶吉会長）、日本相撲連盟（松岡智会長）、全日本空手道連盟（笹川良一会長）、全合気会（植芝吉祥丸理事長）、日本小林寺拳法連盟（宗道臣会長）、全日本なぎなた連盟（小西静子理事長）、全日本銃剣道連盟（八田一朗会長））と財団法人の日本武道館（松前重義会長）で構成され、戦前の「大日本武徳会」のような性格とは全く異なる自由意志による参加団体の集りであり、武道の振興を目指した相互の連絡機関であった。その事業内容には数点あるが、中でも「武道振興について政府、関係機関への建議」という点が注目できる。

さらに、昭和53年2月9日には国会武道議員連盟が結成<sup>17)</sup>された。これは、衆参両院の議員で構成され（会員数、共産党を除く超党派議員132名参加、現在約300名）何らかの形で武道と関係をもち、理解を示す人々が武道振興へ働きかけようという趣旨で結成された組織である。その目的は、以下の通りである。

1. 中学校に於ける柔・剣道を積極的に奨励する。
  - 1) 一般の体育の他に、柔・剣道を独立の正課とする様に教科課程を改正する。
  - 2) 柔・剣道の教員を全国的に配置する。
  - 3) 指導者養成のため、国立大学にも柔・剣道を正規の課程として採用する。更に武道大学を設立する。
2. 其他、広く武道振興のための調査研究を行う。

その後、この団体の強い要請を受け文部省

は、昭和54年度から中学校を中心に、柔・剣道教育の拡充に取り組むこととなり、その内容は、「①保健体育の授業で柔・剣道を重視するよう指導を強める。②年次計画などで柔・剣道場の整備を図る。③民間人を活用しながら指導者を充実する。」<sup>18)</sup>といったものであった。実際に昭和54年度文部省所管の体育局関係予算<sup>19)</sup>によると、中学校・高等学校の柔・剣道場の増加（前年度70カ所から110カ所）、学校体育の充実として格技講習会をこれまでの各県一会場を二会場にして行うとしたこと。指導書の手引を作成する（54年度は剣道）等が目につく。昭和55年度には<sup>20)</sup>、新たに中学校の格技の時間に実技指導を行う民間の指導協力者を委嘱して派遣する事業に対して補助することとした。（1県当たり、柔道及び剣道についてそれぞれ45人を委嘱することとしている。）しかし、このことにより、文部省がなぜ格技だけをスポーツから切り離して推進させるのかとの疑問が出され、また政府の防衛力の増強問題との関連もあって、戦時武道の「回帰的現象」ではないかといった批判も一部からなってきた。

昭和54年2月7日には日本古武道協会が「古武道は日本の心、古武道をわが国固有の貴重な文化財として保存、振興」を謳い設立のはこびとなった。<sup>21)</sup>また、同年1月30日には日本武道協議会と国会武道議員連盟によって懇談会が開催され、これはのちに日本武道館が加わって三者共催による武道振興大会へと進展していく。この大会も毎年1回の総会を開催し、ますます強力なものとして武道の振興へと展開する基盤となっていたのである。

すなわち、昭和56年4月21日、日本武道協議会の新年度事業計画で「武道の意義委員会」（仮称）の設置が計画され、同年7月には「武道の意義研究会」の設立、さらに各武道の共通理念を探求し、武道の実践綱領としての「武道憲章」を作成するべく、同年7月18日に同協議会理事会で「武道憲章作成委員会」の発足が決定されたのである。その作成の主旨は、武道専門の大学の設立が推進されていたことや、武道振興大会における学校武道の強化、さらに武道の国際

化に伴い武道がスポーツ化しつつある反面、日本武道の文化的特性に対する関心のたかまりを見ていたことなどがあり、「武道とは何か」を検討するためであった。<sup>22)</sup> この点について木島は、武道専門の大学の設立に関連して「文部省から“武道と言っても体育でしょう、体育の中の武道じゃないか”ということで、武道とは何ぞやといふものに逢着されたことなど」さらには、「そこへ今回、たまたま文部省の教育課程審議会が格技を武道にするということをきっかけとして、それではこの時に武道とは何ぞやということを明確にせねばならんじやないかということになってきた(中略)文部省の『格技』が『武道』にならない前に決めなきゃならんという時間的制約のうえから、あせりみたいなものを感じながら進めた」<sup>23)</sup>と述べているように、各武道団体のひとつの目標であった「格技から武道」への名称変更の問題が、この時期に文部省で懸案となっていたこと、そして、そのこともあって文部省側が武道関係者に、「武道とはなにか」について統一した見解を求めていたと捉えることができる。

その後、同委員会は昭和59年3月まで20数回の討議を重ね、一応の研究結果を取りまとめたが、同年10月からさらに研究を深めるために「武道憲章起草専門委員会」を設けることとなった。以来16回の研究協議を重ね、昭和61年12月には日本武道協議会に憲章案を提出し、各連盟の意見を参考にその一部を修正した後、昭和62年1月19日の同協議会常任理事会において合意を得、同年4月23日、同協議会の設立十周年記念式典において「武道憲章」を制定発表したのである。<sup>24)</sup>

### 武 道 憲 章

武道は、日本古来の尚武の精神に由来し、長い歴史と社会の変遷を経て、術から道に発展した伝統文化である。

かって武道は、心技一如の教えに則り、礼を修め、技を磨き、身体を鍛え、心胆を鍊る修業道・鍛錬法として洗練され発展してきた。このような武道の特性は今日継承され、旺盛な活力と清新な気風の源泉として日本人の人格形成に少なからざる役割を果たしている。

いまや武道は、世界各国に普及し、国際的にも強い関心が寄せられている。我々は、単なる技術の修練や勝敗の結果にのみおぼれず、武道の真髓から逸脱することのないよう自省するとともに、このような日本の伝統文化を維持・発展させるよう努力しなければならない。

ここに、武道の新たな発展を期し、基本的な指針を掲げて武道憲章とする。

#### 第一条 (目 的)

武道は、武技による心身の鍛錬を通じて人格を磨き、識見を高め、有為の人物を育成することを目的とする。

#### 第二条 (稽 古)

稽古に当たっては、終始礼法を守り、基本を重視し、技術のみに偏せず心技体を一体として修練する。

#### 第三条 (試 合)

試合や形の演武に臨んでは、平素鍛錬の武道精神を發揮し、最善を尽くすとともに、勝っておごらず負けて悔まず、常に節度ある態度を堅持する。

#### 第四条 (道 場)

道場は、心身鍛錬の場であり、規律と礼儀作法を守り、静謐・清潔・安全を旨とし、厳肅な環境の維持に努める。

第五条 (指 導) 指導に当たっては、常に人格の陶冶に努め、術理の研究・心身の鍛錬に励み、勝敗や技術の巧拙にとらわれることなく、師表にふさわしい態度を堅持する。

#### 第六条 (普 及)

普及に当たっては、伝統的な武道の特性を生かし、国際的視野に立って指導の充実と研究の促進を図るとともに武道の発展に努める。

昭和62年4月23日制定

日本武道協議会

この武道憲章にみられる「武道」の捉え方について、同起草専門委員でもある西村は「時流によって変容してきた武道から出発するのではなくに、もう一度、その源流にたちかえって基本的に考え直し、統一的な武道観を確立して、武道の新しい発展への取り組みがなされることが望ましい」<sup>25)</sup>と述べ、また同委員の岸野は「今日いわれている伝統の武道とは、(中略)長い歴史を通して伝承され育成された精神や態度をふまえて、現代なりに自覚されたものと言

ってよいのではないかと思う。ですから、この前文は新しい現代武道というものの本質の確認にもつながっていると思います。と同時に、それは戦後のスポーツ武道や競技化された武道に対する一つの批判だとも言える<sup>26)</sup>と述べているように両委員は、今日の「武道」を戦後の武道を前提として捉え、この制定は、その見方を統一させることができ第一のねらいであるとしている。

その課題は、まず、「武道」のもつ特性を明確にすることであり、それをどのように指導内容として盛り込むかである。つまり、戦中に軍国主義的に用いられたことによる武道の批判は、その技術自体が問われたのではなく、精神面の強調やその稽古（練習）の仕方に問題があったためなのである。

ところで、この時期にかけての文部省の動向はどうであったか。

昭和59年8月8日、臨時教育審議会が発足した。これは政府が、行政改革と共に教育改革を重要政策として掲げたことによる。その改善のねらいは、昭和60年6月26日の第一次答申にもみられるように、教育の荒廃（偏差値による画一的教育の是正と校内暴力・非行・おちこぼれ等の問題、さらに、学歴社会の弊害等）の問題解決策として打ち出されたものである。<sup>27)</sup>

その間、文部省では、昭和60年9月10日に教課審の第1回総会が開催され「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について」諮問された。その後、教課審は20回に及ぶ総会での審議を経て、昭和61年10月20日「教育課程の基準の改善に関する基本方向について」の「中間まとめ」<sup>28)</sup>が発表された。その中で各教科・科目等の内容については「中学校及び高等学校（中略）格技については、我が国の固有の文化である武道としての特性を重視して、より充実させる方向で検討する。」とし、さらに、高等学校において履修内容等の男女差についても検討し改善を図るとしている。

そして、昭和62年12月24日に答申を取りまとめ公表した。<sup>29)</sup>（答申は、21世紀を目指し社会の変化に対応できる心豊かな人間の育成を図る

ことを基本的なねらいとしている。）それによると、体育、保健体育の改善の基本方針として「現行の『格技』の領域については、名称を『武道』に改め、我が国固有の文化としての特性を生かした指導ができるようにする。」また、具体的な事項として「武道」の領域については、中学校（柔道・剣道・相撲）、高等学校（柔道・剣道）の中から選択し、学校や地域の実態に応じて、他の武道についても弾力的に取り扱うことができるようとする。さらに、女子にも履修できるようにしたことなどが主な改善点となっている。

この公表の前の10月23日、各連盟（武道関係）、日本武道館は文部大臣に、改称に加えてこの実施時間数増加を陳情した。さらに、翌63年3月16日、国会武道議員連盟・日本武道協議会・日本武道館の三者が共催する恒例の武道振興大会において要望として下記の事項が決議された。<sup>30)</sup>

- (1) 学校教育における武道の取扱いについて、文部省の「教育課程審議会」はその答申で、格技を武道と改めることとしたがその確実な実現を図るとともに授業時間の十分なる確保に努め、早急に独立の科目となるよう特段の配慮を払うこと。
- (2) 中学校・高等学校において柔道・剣道・相撲はもちろん、他の武道各道も學習指導要領の中に明記して、条件の整備されたところから履修できること。
- (3) 中学校・高等学校の武道の教師を充足するため現職教育の徹底拡充を図るとともに、優秀な技術と円満な人格を持つ武道指導者に対する免許状取得について、特別な優遇措置を講じ、かつ、非常勤講師等とともにその採用の促進を図ること。
- (4) 社会教育の分野における武道振興のため、例えば社会体育主事などの資格を創設するとともに必要な行政措置を講ずること。
- (5) 武道の国際交流と普及振興を図るために、国内外における国際試合の充実はもとより、技術交流研究会や指導者養成等を積極的に促進すること。

こうした動向を経て、平成元年3月15日、小学校、中学校及び高等学校の新學習指導要領が告示されたのである。<sup>31)</sup>中学校・高等学校の武

道に関する改訂の要点は次の通りである。

- (1) 「格技」を、礼節を重んじる日本固有の文化として強調するため「武道」に改めた。
- (2) 現行では「格技」は主に男子となっていたが、男女の差なく選択できるようにした。
- (3) 学校の実態によっては、柔道・剣道・相撲以外の武道についても指導ができるようにした。
- (4) 具体的な内容の手直しを行った。武道のねらいは、心身の鍛錬を通して、自分自身を向上させるところに重点が置かれている。技の習得については「攻防の仕方を工夫して」と盛り込み、態度の面では「伝統的な行動の仕方に留意し」と相手を尊重するという心構えを取り入れている。
- (5) 高等学校専門教科「体育」の「スポーツⅢ」の中に、前回では「スポーツⅠ」に分類されていた弓道が含まれた。

以上のように、今回の改訂では武道関係団体の当初からの目標であった「武道」への名称変更が実現し、さらに、武道の拡充もなされたといえよう。その指導内容は、武道憲章で挙げられている条項を十分踏まえたものと考えられる。

また、同日開かれた武道振興大会においては、今回の学校体育に武道が位置づけられたことを評価しながら、早急に独立の科目となるようにとの要望の他、今大会より新たな要望として「この際、体育省を創設し、武道を含むあらゆる体育の振興に当たらしめること。」<sup>32)</sup>という点が決議文に加えられた。

#### IV. まとめ

以上、昭和33年の「格技」の登場から今日の名称変更までの経緯を概観してきたが、それは、以下のように要約されよう。

格技として盛り込まれたものの、実際は指導者の不足等が原因で全国的に格技の実施率が低く、各方面から指導者の充実の要望が出されたこと。そして、昭和39年日本武道館の創建が武道の隆盛の契機となり、高等学校教員（柔・剣道）資格試験の導入、体育系大学の武道学科増

設、武道館設立の優遇措置等の改善がなされていったこと。さらに、昭和43年の学習指導要領改訂にあたり、各武道関係団体が要望書、陳情書を提出したこと。それらは、格技の授業時数の増加、指導者・内容の充実という点では共通するものであったが、日本武道館の請願書は初めて「格技」から「武道」への変更を求めるものであり、体育科目内における「武道」の独立を要望したものであった。その結果、格技の授業時数の増加が認められ、格技の充実が進められてきたこと。昭和50年代には、昭和53年教課審の答申で「対人スポーツ」（格技など）とされたにもかかわらず、告示前に武道関係者の要望によって再び「格技」に戻った事実があるように、武道関係団体が組織的に活発な動きを見せたこと。とりわけ各武道団体の集りである日本武道協議会、次いで国会議員による武道議員連盟、さらにこの2団体に日本武道館が加わって武道振興大会が開催（年1回）され、武道の振興に大きく関わってきたこと。中でも、政府、各関係機関への要請が最も効く国会武道議員連盟の活動が今回の学習指導要領改訂に大きな影響があったといったこと等についてみてきた。その他、格技の教育推進のための拡充、武道専門の大学の設立、武道憲章の制定等が挙げられよう。

さらに、これらの経緯に戦後の「スポーツと武道」の議論は、次のような点で関わりをもっていると考えられる。

- (1) 武道復活のために、武道をスポーツとして強調したこと。
- (2) ルール化・競技化が先行してしまい武道のもつ特性が軽視されはじめたこと。（競技武道に対する批判）
- (3) 政府の武道の推進に対する批判。
- (4) 武道の学校体育への導入。それに伴う武道の概念の構築。

今日の「武道」を、武道関係団体の名称変更までの動向という側面と「スポーツと武道」の議論という側面の二面から捉えてみると、前者に関しては、戦後の武道（格技）を植民地からの独立運動に似た伝統武道の復活を目指す動き

と、武道憲章起草専門委員会にみられる戦後の武道の実態を十分認識しての伝統武道からの見直しをしたものとに捉えられる。後者に関しては、あくまでも戦後の武道としての見解の統一を目指すものと捉えられるが、学校体育における「武道」の導入には問題が多いと指摘されている。というのは、今回の教課審の「中間まとめ」にみられる内容が「格技については、我が国の固有の文化である武道としての特性を重視して、より充実させる方向で検討する。」とされており、現行の「格技」の中に武道の特性を指導内容として盛り込めばよいはずであったのが、そもそも問題の解明がなされないまま、「武道」という用語がそのまま導入されたからである。

戦後、武道は、「格技」という名称でスポーツとして出発した以上、スポーツ化・競技化はいた仕方ないものであるが、その行き過ぎたところ、すなわち、これまでの「格技」が武道のもつ特性を軽視したものというよりも、スポーツとしての「格技」の特性がさらに確立するのを警戒したといえる側面も無視できない。つまり、学校体育における「格技」から「武道」への名称変更は、同時に社会における「過去の武道」から「現在の武道」の意味内容の再考を促したものと捉えることもできる。しかしながら、学校体育の「武道」の位置づけは、これまでの「格技」と同様、スポーツとしての「武道」という性格を捨て去ることができないことはいうまでもない。

### 註

- 註1) 教育課程審議会、1987年「資料—教育課程の基準の改善に関する基本方向について（中間まとめ）」文部時報、第1318号、40—64頁、（中学校・高等学校の体育について、「『格技』については、名称を『武道』と改め、その特性と基本的な内容をより一層明確にして、効果的、継続的な指導ができるように検討する。」とされている。）
- 註2) 全日本剣道連盟は、剣道の理念「剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である。」と昭和50年3月20日に制定した。

註3) 昭和44年4月1日の改正以来、昭和54年4月1日一部改正、昭和56年6月16日一部改正、全日本剣道選手権大会が昭和59年から六段以上と判定制を導入、昭和61年9月1日一部改正、昭和62年10月1日一部改正と続いた。

註4) 江藤恵治、1966年「学校における格技の問題点」新体育、第36巻第10号、26—37頁、（昭和36年の格技指導者についての調査では、柔道初段以上の教員は保健体育の教員総数に対して中学校が8.4%、高等学校が16.1%（四段以上は5.7%）、剣道では中学校が6.8%、高等学校10.3%（四段以上4.2%）となっている。なお、昭和39年の調査では保健体育の教員が実際に格技をしている学校は、実施校のうち剣道は約85%、柔道が約90%となっている。さらに、昭和39年の文部省の調査した「公立中学校・高等学校の格技場坪数調査」によると、専門道場はきわめて少なく、柔道場、剣道場、および柔・剣道兼用道場を合計しても、中学校では約1.8%、高等学校では約24.8%の学校が所有しているのにすぎない。したがって、専用の道場をもたない学校では、体育館、空教室ならびに校外の施設を借用して実施している状態である。このような中で、昭和39年の高等学校の格技実施率は、約61%となっている。しかし、そのうち約44%の学校が1種目しか実施していない状況である。（高等学校は、3種目のうち1種目以上選択履修させることになっている。）

註5) 江藤、前掲書、26頁、（主な格技関係の団体は、東京都学校柔道研究会、高等学校体育連盟柔道部、全日本剣道連盟、全日本学校剣道連盟、全日本なぎなた連盟、日本武道館である。）

### 引 用 文 献

- 1) 下島浩二・根上優、1982年「『スポーツと武道』戦後の理論的展開の概要について」東北体育学研究、第4巻第1号、1—9頁。
- 2) 全剣連三十年記念史編集委員会『三十年史』47—49頁、全日本剣道連盟、1982年。
- 3) 大蔵省印刷局編『文部省学習指導要領告示編3高等学校学習指導要領昭和35年11月』93—111頁、日本図書センター、1986年。
- 4) 全剣連、前掲書、93—94頁。
- 5) 全剣連、前掲書、118—119頁。
- 6) 資料、1965年「小・中学校の教育課程改善」文部時報、第1055号、79—82頁。

- 7), 8) 阿部忍, 1968年「学校体育における武道の位置づけ」武道, 第62号, 71—74頁。
- 9) 編集部, 1968年「武道学会で要望書を提出」武道, 第58号, 36—37頁。
- 10) 大蔵省印刷局編『文部省学習指導要領告示編5 中学校学習指導要領昭和44年4月』135—148頁, 日本図書センター, 1986年。
- 11) 大蔵省印刷局編『文部省学習指導要領告示編6 高等学校学習指導要領昭和45年11月』86—93頁, 日本図書センター, 1986年。
- 12) 資料, 1977年「小学校・中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について(答申)」文部時報, 第1197号, 30—61頁。
- 13) 大蔵省印刷局編『中学校学習指導要領昭和52年7月』73—80頁, 大蔵省印刷局, 1982年。
- 14) 志々田文明, 1987年「武道をめぐって—スポーツ・格技から武道への問題点」体育科教育, 第35巻第1号, 28—32頁。
- 15) 大蔵省印刷局編『高等学校学習指導要領昭和53年8月』139—142頁, 大蔵省印刷局, 1981年。
- 16) 編集部, 1977年「日本武道協議会設立される」剣道日本, 第2巻第6号, 104—105頁。
- 17) 小沢博, 1987年「武道の未来像—武道議員連盟は何をめざすか」体育科教育, 第35巻第7号, 42—45頁。全剣連, 前掲書, 149頁。
- 18) 編集部, 1979年「柔・剣道教育の行方をめぐって」新体育, 第49巻第10号, 7—8頁。
- 19) 北橋徹, 1979年「体育・スポーツの振興と学校保健, 学校給食の充実」文部時報, 第1223号, 59—66頁。
- 20) 加戸守行, 1980年「体育・スポーツの振興と学校保健, 学校給食の充実」文部時報, 第1235号, 62—68頁。
- 21) 全剣連, 前掲書, 149頁。
- 22), 24) 松川正義, 1987年「武道憲章」日本武道, 第395号, 5頁。
- 23), 25), 26) (座談会, 1987年「武道憲章を語る—武道の原点を求めて」武道第249号, 17—33頁。)
- 27) 臨時教育審議会, 1985年「教育改革に関する第一次答申」文部時報, 第1299号, 8—33頁。
- 28) 教課審, 前掲書, 58頁。
- 29) 教育課程審議会, 1988年「資料一幼稚園・小学校・中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について(答申)」文部時報, 第1333号, 42—92頁。
- 30) 松川正義, 1988年「武道振興大会」日本武道, 第405号, 6頁。
- 31) 大蔵省印刷局編『中学校学習指導要領平成元年3月』76—84頁, 大蔵省印刷局, 1989年。大蔵省印刷局編『高等学校学習指導要領平成元年3月』88—93頁, 200—203頁, 大蔵省印刷局, 1989年。
- 32) 編集部, 1989年「武道振興大会開く」武道, 第270号, 46—48頁。

## "Sport and Budo": Background Research of Terminology Change from Combat Sport to Budo

Koji SAITO

Today, one of the most topical themes in the study of Budo is to find a solution for the well-known discussions on the matter of whether Budo can be regarded as one of Sports or not. So far, these discussions concerning relationship between Sport and Budo have imposed various restrictions on their views and methods of those concerned with Budo. However, theoretical studies of this theme have not achieved a sufficient development up to now. But this year in physical education, term Combat Sport was changed to Budo. Therefore, the purpose of this study is to grasp the background of this change in terminology and study its influence on today's Budo.

The conclusions of this study were summarised as follows:

- 1) Up to the present time we have been unable to arrive at an agreement about the matter of whether Budo should be included in the category of Sport. One of the main reasons is that this theme has been confined within a very narrow sphere of physical education, while in reality Budo as an element of culture has now spread all over the world. Therefore, we should view Budo in its proper sociological perspective.
- 2) Present terminology change, although discussed previously, came about because of pressures from Budo related associations and Diet members who felt that the true nature of Budo was disappearing slowly. In near future, there is a movement to remove Budo out of the sphere of physical education.
- 3) Today's Budo is strictly a post-war ideology, thus there is a strong needs to unify various opinions regarding Budo.
- 4) The persons concerned with Budo admit that Budo is one of Sports. But at the same time they still have an idea that Budo is different from Sport in certain aspects. Their inconsistent views hinder us from scientifically proving the relationship between Sport and Budo. We should establish the analytical concepts of Sport and Budo, and clarify the structures of Sport and Budo.